

「企業内容等の開示に関する内閣府令」における

「監査役監査の状況」の記載について

2019年4月16日

公益社団法人日本監査役協会

はじめに

第1 本資料の策定の経緯

企業の財務情報及び非財務情報の開示は、投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業の建設的な対話を促進することにより、企業の経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させる観点から重要である。金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」では、2017年12月から企業情報の開示・提供の在り方について検討及び審議が行われ、2018年6月には報告書（以下、「DWG報告」という。）が公表された。同報告書では、開示の充実に向けて様々な提案が行われており、このDWG報告を受け、2019年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「内閣府令」という。）の改正が行われた。この内閣府令は有価証券届出書及び有価証券報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の記載様式や内容をも規定するもので、今般の改正では、開示の充実に向け様々な改正が行われている。有価証券報告書等で提供される情報の信頼性・適時性の確保の観点から、監査役¹の実務に係る改正も行われており、「監査役会等の具体的な活動状況」、「監査法人の継続監査期間」並びに「ネットワークファームに支払う監査業務と非監査業務に区分した監査報酬等」の開示が求められることとなっている。

これら監査役の実務に係る改正のうち、「監査役会等の具体的な活動状況」については、有価証券届出書の様式である第二号様式の第4の4「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(3)「監査の状況」において、これまで記載が求められていた「監査役監査の組織、人員及び手続」に加え、「監査役及び監査役会の活動状況」の記載が新たに求められるようになった（同様式の「記載上の注意」(56)a(a)及び(56)a(b)²参照。なお、改正前においては「記載上の注意」(56)a(b)による^{3・4}。

¹ 本資料では監査役（会）とのみ表示しているが、指名委員会等設置会社の監査委員（会）、監査等委員会設置会社の監査等委員（会）についても同様に考えられるので、適宜読み替えて活用願いたい。

² 以後、特に記載がない限り、改正後の項番を示す。

³ 有価証券報告書の様式である第三号様式でも同様の記載が求められている（同様式「記載上の注意」(37)）。本資料では第二号様式の「記載上の注意」の項番を引用しているが、第三号様式の記載に際しても適宜参照願いたい。

⁴ 本資料においては取り上げていないが、今回の改正により、「監査の状況」では「監査役監査の状況」以外にも「会計監査の状況」として監査公認会計士等（会計監査人）の選定理由や監査役（会）による監査公認会計士等（会計監査人）の評価の内容及び会計監査報酬に対する同意理由といった監査役（会）の活動に係る事項の記載（「記載上の注意」(56)d）が求められるようになった。なお、従前より記載が求められている事項であるが、「内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携」等（「記載上の注意」(56)b(b)及び(56)c(b)）についても、「監査役監査の状況」と関連していることから、「監査役会等の具体的な活動状況」の記載に当たっては、記載場所や記載内容を適宜整理する必要がある。

本資料は、「監査役監査の組織、人員及び手続」（「記載上の注意」（56）a(a)）及び「監査役及び監査役会の活動状況」（「記載上の注意」（56）a(b)）の記載について参考として活用いただくことを目指したものである。なお、今回の改正のうち、「監査役監査の組織、人員及び手続」の記載については、2019年3月31日以後に終了する事業年度においても適用され、「監査役及び監査役会の活動状況」については、2020年3月31日以後に終了する事業年度から適用されるが、2019年3月31日以後に終了する事業年度から早期適用できるとされていることから、2019年3月期からの適用を検討している会社を念頭に公表するものである。ただし、現時点では内閣府令の改正を踏まえた記載事例もないことから、今回の改正に対応する記載事例の今後の集積を待ち、内容を充実させることとしたい。

第2 本資料の利用に際して

内閣府令の第二号様式の「記載上の注意」（56）aは以下のとおりである。

（記載上の注意）

（56）監査の状況

a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。dにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。

上記「記載上の注意」では、具体的な記載事項が個別に網羅されていない。本資料においては、「監査役監査の状況」として「記載上の注意」に明示されている事項及び、その内容として記載が考えられる事項を参考として示している。「記載上の注意」に明示されている事項については、何らかの記載が求められると考えられるが、監査役の活動の内容は個社により様々であり、同内容の活動でもその重要性が異なることから、参考として示している項目については個社の状況に応じ取捨選択するとともに、これら以外の事由を記載することも妨げない。

第3 他の開示との関係

監査役監査の状況は、有価証券報告書等だけに限らず、事業報告及びコーポレート・ガバナンス報告書等にも記載されるだけでなく、監査役の監査報告においても当該事業年度の監査活動に触れている。記載内容の重複を避けるため、例えば有価証券報告書等における記載は内閣府令で明示された事項を簡潔に記載した上で、詳細な内容の記載については別の書類に委ねることとするとも考えられるが、DWG 報告では、「投資判断に必要と考えられ

るガバナンス情報は、有価証券報告書において適切に開示される必要があり、コーポレート・ガバナンス報告書に記載されるガバナンス情報によって補足されるものと考えられる。」との考え方が示されており、この考え方を踏まえ、それぞれの書類における記載をどのように整理するかについては、今後の課題となろう。

当協会としても、監査役に関連する有価証券報告書等における開示の在り方については、今後の動向を注視し、適宜発信していきたい。

内閣府令の規定 (記載上の注意)	記載が考えられる事項
<p>(56) a (a) 監査役監査の組織、人員 (財務及び会計に関する 相当程度の知見を有する 監査役、監査等委員又は監 査委員が含まれる場合に は、その内容を含む。) 及 び手続について、具体的 に、かつ、分かりやすく記 載すること。</p>	<p>(組織・人員・手続)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機関設計の形態、総員数 2. 常勤/非常勤、社内/社外ごとの員数 3. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役の氏名、保有資格、経歴等 4. 監査役の役割分担 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役選任に関する基準 ・ 監査役会議長の氏名、経歴等 ・ 社外監査役の氏名、経歴等 ・ 補助使用人(監査役スタッフ)の員数、専任/兼務の別、専門性等

内閣府令の規定 (記載上の注意)	記載が考えられる事項
<p>(56) a(b)⁵ 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社)にあっては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社)にあっては提出会社の監査委員会をいう。)の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載すること。</p>	<p>(監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開催数及び開催間隔等 2. 個々の監査役の出席回数・出席率等 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・平均所要時間 ・付議議案数 <p>(監査役会の主な検討事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部統制システムの整備・運用状況(リスク管理体制、ガバナンス体制、海外を含む企業集団内部統制など) 2. 重点監査項目等⁶ 3. 監査環境の整備 4. 会計監査人の監査の相当性 5. 競業取引・利益相反取引 6. 不祥事等への対応 <p>(常勤及び非常勤監査役の活動状況)⁷</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代表取締役へのヒアリング 2. 取締役等へのヒアリング 3. 重要会議への出席 4. 重要な決裁書類等の閲覧 5. 往査 6. 取締役・取締役会・使用人に対する助言、勧告、その他の対応等 7. 任意の諮問委員会の委員就任 8. 社外取締役との連携 9. グループ監査役連絡会 <p>なお、独立性・透明性の確保、専門性の活用の観点から、非常勤(社外)監査役の活動としては以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会、監査役会での意見の表明 ・任意の諮問委員会の委員就任 ・社外取締役との連携

⁵ 監査役会の活動については、個々の監査役の活動と合わせて記載することも考えられる。

⁶ 例えば、事業計画の進捗状況、労務管理、投資案件、情報セキュリティ、BCPなどが考えられる。

⁷ 「記載上の注意」(56)a(b)では「常勤の監査役の活動等」とされているが、公開草案に対し寄せられた意見に対する金融庁のコメントでは、「監査役、監査委員及び監査等委員の活動状況については、常勤者のみの活動の記載だけでなく、非常勤の者も含めて記載される必要があります。」とされていることから、「非常勤監査役の活動状況」も含めている。なお、ここでは監査の活動として考えられる事項を例示しており、記載に当たっては、例示された事項に限らず個社の状況に応じて具体的な内容を記載されたい。また、改正前の記載例を見ると、例示された事項が監査役監査の「手続」として記載された例もある。